

南三陸町スポーツ施設照明LED化等推進業務公募型プロポーザル方式実施  
要領

令和7年11月  
南三陸町

1 業務の概要

(1) 業務の名称

南三陸町スポーツ施設照明LED化等推進業務

(2) 目的

南三陸町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（令和7年3月）に掲げる取組の一つとして、南三陸町スポーツ施設照明LED化等推進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、民間事業者のノウハウ、技術力等を有効活用し、効率的かつ効果的な事業展開を図るため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を採用し、省エネルギー化・脱炭素化・デジタル化に資することを目的とする。

(3) 業務内容

別に定める「南三陸町スポーツ施設照明LED化等推進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 対象施設

南三陸町スポーツ交流村及び南三陸町平成の森

(5) 履行期間

契約の締結日の翌日から令和16年3月31日まで

(6) 提案上限額

150,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加の条件

(1) 参加申込みの形態

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業のほか、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。

なお、プロポーザル参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）の提出後においては、原則として参加申込者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行い、本町がこれを認めた場合は、この限りでない。

また、参加申込者（構成員を含む。）は、他のグループの代表者又は構成員として参加することはできない。

(2) 参加申込者の役割

ア 参加申込者は、次に掲げる役割を全て担うものとし、グループ等の場合は各

構成員が当該役割を分担するものとする。

なお、構成員は複数の役割を兼ねることができる。

(ア) 業務統括役割

本業務を統括し、本町との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、業務遂行の責を負う。

(イ) 施工役割

照明設備の施工・施工管理に関する業務を実施する。

(ウ) 維持管理役割

照明設備の維持管理に関する業務を実施する。

(エ) システム役割

施設予約システムの構築及び保守に関する業務を実施する。

イ グループ等による参加申込者は、業務統括役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本町との連絡窓口となり、業務の遂行の責を負うものとする。

なお、参加申込書の提出時において、構成員の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。この場合において、企業間の役割に関する合意書など、確実な業務の遂行体制が確認できる書類を提出すること。

(3) 参加申込者の資格要件

ア 本業務の実施について、本町との協働により、迅速かつ円滑に対応できる体制を整えている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。

オ 直近1年間の国税及び地方税を滞納していない者であること。

カ 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間にある者でないこと。

キ 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に規定にする暴力団員等でないこと。

ク 業務統括役割を担う者は、参加申込書の提出時において、宮城県内に本店、支店、営業所等を有し、令和7年度南三陸町入札参加資格者名簿（建設工事及び物品・役務等）に登録されている者であること。

ケ 業務統括役割を担う者は、国又は地方公共団体における一括LED化に係る業務委託（ESCO事業を含む。）の当該役割として受託実績を有する者であること。

- コ 施工役割及び維持管理役割を担う者は、参加申込書の提出時において、宮城県内に本店、支店、営業所等を有し、令和7年度南三陸町入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている者であること。
- サ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事に係る特定建設業許可を有する者であること。
- シ システム役割を担う者は、国又は地方公共団体における公共施設予約システムの導入実績を有し、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得している者であること。

### 3 スケジュール

項目	日 程
公告及び実施要領の公表	令和7年11月4日（火）
質問書提出期限	令和7年11月10日（月）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年11月13日（木）
参加申込書提出期限	令和7年11月18日（火）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年11月21日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年11月28日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年12月上旬
受託候補者の決定・公表・通知	令和7年12月上旬
受託候補者との協議	結果の通知日から令和7年12月中旬
業務委託契約の締結	令和7年12月下旬

### 4 質問及び回答

#### （1） 質問の受付

プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限り受け付ける。評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

##### ア 提出方法

質問書（様式第2号）を電子メールにより提出（送信）すること。

なお、質問書に記載する質問の内容は、対象箇所を引用するなど具体的かつ明確に記載すること。

また、電子メールの送信に当たり、件名は「【参加申込者名】スポーツ施設照明LED化等推進業務質問書」とすることとし、電子メール送信後、電話連絡により当該メールの受信を確認すること。

##### イ 提出先

南三陸町教育委員会事務局生涯学習係

電子メール : gakusyuu@town.minamisanriku.miyagi.jp

ウ 受付期間

公表の日から令和7年11月10日（月）午後5時まで（必着）

ただし、電話連絡による電子メールの受信確認は、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで

エ 質問に対する回答

令和7年11月13日（木）に、本町ホームページに質問の内容とともに公表することにより行う。

オ その他

受付期間後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。

なお、当該回答の内容は、本要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

## 5 参加申込

参加申込者は、参加申込書に必要な事項を記載し、資格確認に必要な書類を添えて、担当窓口に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、本町への送達が証明できる書留等によるものとし、提出期限までに担当窓口に到着したものと有効とする。

(1) 提出期限

令和7年11月18日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

次に掲げる書類を、各1部提出すること。この場合において、内容の判別が容易となるよう、各書類にインデックス又は見出し等を付し、A4判縦型ファイル（左綴じ）に綴じた上で提出すること。

ア 参加申込書（様式第1号）

グループ等による参加申込者は、業務統括役割を担う代表者名で作成すること。

なお、代表者（グループ等による場合を含む。）が支店、営業所等の代表者となる場合は、本社から委任を受けていることを証する書面を添付すること。

イ グループ等構成表（様式第3号）

参加申込者の構成員の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。この場合において、企業間の役割に関する合意書など、確実な業務の遂行体制が確認できる書類（合意書等の写し）を提出すること。

ウ 会社概要（様式第4号）

会社の概要がわかる案内パンフレット等があれば適宜添付すること。

グループ等による参加申込者は、各構成員それぞれについて作成すること。

エ 関連業務実績書（様式第5号）

業務統括役割を担う者は一括LED化に係る業務について、システム役割を担う者は公共施設予約システムの導入について、それぞれ作成することとし、実績を証する契約書等の写しを添付すること。この場合において、複数の実績がある場合は3件まで記載することとし、今回業務と同種の施設の実績については優先的に記載すること。

オ　納税証明書

法人税、法人事業税その他国税及び地方税に係る納税証明書を提出すること。グループ等による参加申込者は、各構成員それぞれについて、複数の事業所がある場合には、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

いずれも参加申込書の提出日前3か月以内に発行されたもので、写しでも可とする。

カ　特定建設業許可証明書

施工役割を担う者は、建設業法に基づく電気工事に係る特定建設業許可の証明書の写しを提出すること。

キ　暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書（様式第6号）

グループ等による参加申込書は、各構成員それぞれについて提出すること。

## 6 参加資格の有無の確認及び結果通知

参加申込者から提出のあった参加申込書に記載された内容を整理し、プロポーザルに参加する資格（以下「参加資格」という。）の有無を確認し、当該参加申込者に対し、次のとおりプロポーザル参加資格確認通知書（様式第7号）により通知する。

なお、この通知において、参加資格を有しないとされた参加申込者は、町長に対し、この通知の日の翌日から起算して30日以内に書面により、参加資格を有する者と認められなかつた理由の説明を求めることができる。

（1）　通知する日

令和7年11月21日（金）

（2）　通知の方法

郵送（通知する日の午後5時までに電子メールにより写しを送付する。）

## 7 参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退しようとする参加申込者は、プロポーザル参加辞退届（様式第8号）により、速やかに担当窓口に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、本町への送達が証明できる書留等によるものとする。

## 8 企画提案書の提出

プロポーザル参加資格確認通知書（参加資格を有すると認めた旨の通知に限る。）を受けた参加申込者（以下「有資格申込者」という。）は、企画提案書を作成し、担当窓口に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、本町への送達が証明で

きる書留等によるものとし、提出期限までに担当窓口に到着したものを有効とする。

(1) 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

次に掲げる書類を、その順に製本し、又はファイルに綴じ、正本1部及び副本9部並びに全ての提出書類の電子データ（PDFファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）を1部提出すること。この場合において、副本には、企業名、住所、ロゴマークその他有資格申込者が特定される情報を表示しないこと。

なお、原則として、使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるもの、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型（左綴じ）により作成すること。

また、次に掲げる事項に則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

ア 企画提案書表紙（様式第9号）

(ア) グループ等による有資格申込者は、業務統括役割を担う代表者名で作成すること。

(イ) 提出は、正本のみとし、副本は不要とする。

イ 企画提案書（任意様式）

(ア) アを表紙とし、目次及び本編で構成すること。

(イ) 本編は、「9 審査方法（1）審査内容及び評価基準」に示す内容を記載し、評価項目の記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。

(ウ) 総ページ数は15ページ以内とし、ページ番号は表紙及び目次を除き下部に通し番号を付すこと。

(エ) 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大さとすること。

(オ) 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。

(カ) 記載内容については、業務仕様書等を参照するとともに、的確な審査ができるよう具体的な記述を心がけること。

ウ 見積書（任意様式）

(ア) 提案上限額の範囲内で本業務に係る事業費の総額の見積を作成すること。

(イ) 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(ウ) 内訳として、業務内容ごと及び対象施設ごとの金額を記載すること。

エ その他参考資料（任意様式）

(ア) 前ア～ウまでに関係する根拠資料、図面、仕様書等を添付できるもの

とする。

- (イ) その他参考資料ごとに通し番号を付し、前ア～ウまでの対応する箇所にその他参考資料の番号を記載すること。

## 9 審査及び審査結果の通知

### (1) 基本的事項

審査は、本町が設置するスポーツ施設照明ＬＥＤ化等推進業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、受託候補者及び次点者の選定を行う。

### (2) 評価方法及び評価基準

審査委員会は、次の表のとおり評価項目ごとにそれぞれ評価し、付与された評価点を基に合議の上、その合計評価点が高く、最も優れた提案であるとされた者を受託候補者として選定し、受託候補者の次に合計評価点が高く、優れた提案であるとされた者を次点者として選定する。ただし、評価点が60点未満の者は、受託候補者及び次点者のいずれにも該当しないものとする。

評価項目		配点
業務実施体制	本業務の内容を理解し、関連業務の実績を有するなど、計画どおり遂行できる能力を有すると認められるか。提案内容が全体としてバランスが取れ、具体性・妥当性があるかなど。	15
事業費	提案内容に対し、事業費が小さいかなど。	5
調査設計内容	既設設備の現地調査について、効率的かつ正確な把握に資する工夫や現地の状況を踏まえたCO <sub>2</sub> 削減につながる具体的な対案があるか。	5
	使用する照明器具について、照度、消費電力、耐久性など、使用するLED照明灯の性能が優れた信頼性の高い製品であるか。調光制御や施設予約システムとの連携など付加価値が高い製品であるか。	15
	構築する施設予約システムの内容、データ管理方法、その他活用方策について、高い精度、品質等が期待できるか。照明灯との連携に具体的な提案があるか。	10
施工計画	施設管理者及び施設利用者に支障のない施	5

	工方法、施設利用に支障のない（休館日の少ない）工程管理など、工事計画（施工管理・工程管理）が緊急時を含め具体的かつ確実性があるか。	
	改修工事及びその後の維持管理等における町内事業者の優先的な活用などにより地域経済の活性化が見込まれるかなど。	10
維持管理等	省エネルギー削減効果が大きいかなど。	10
	日常の維持管理（データ管理等を含む。）において、不具合が生じた時の対応や利用者からの要望等に対応できる具体的な提案はあるか。	5
	製品の保証（無償修理・交換）やサポート体制による安全性及び信頼性が確保され、災害時等の緊急時における対応策が明瞭かつ適切であるか。	5
	契約期間終了後の対応について具体的な提案であるかなど。	5
その他	独自の工夫やノウハウ等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施が期待できるか。	10
合 計		100

(3) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、有資格申込者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを実施する。

なお、企画提案書の提出が1者であった場合も、また同様とする。

ア 実施予定日

令和7年12月上旬（詳細未定）

イ 実施方法等

(ア) 参加人数は、3名以内とする。

(イ) 所要時間は、30分以内（準備5分、プレゼンテーション10分以内及び質疑応答15分以内）とする。

(ウ) 事前提出した企画提案書等（副本）を使用し、その内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと（スライドプレゼンテーションソフトの使用は可）とし、追加資料の提出は認めない。

(エ) プrezentationに関する詳細（実施日時、実施場所等）については、有資格申込者に対して別途通知する。

(オ) 審査委員会（プレゼンテーションを含む。）は、非公開とする。

#### (4) 審査結果の通知

審査結果については、企画提案書を提出した全ての有資格申込者に対し、次のとおりスポーツ施設照明LED化等推進業務受託候補者選定通知書（様式第10号）又はスポーツ施設照明LED化等推進業務受託候補者非選定通知書（様式第11号）により、それぞれ通知する。

なお、この通知において、スポーツ施設照明LED化等推進業務受託候補者非選定通知書を受けた者は、町長に対し、この通知の日の翌日から起算して30日以内に書面により、非選定となった理由の説明を求めることができる。

ア 通知する日

令和7年12月上旬

イ 通知の方法

郵送（通知する日の午後5時までに電子メールにより写しを送付する。）

ウ その他

本町ホームページにおいて、受託候補者及びその評価点のみ公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立て及び電話等による問い合わせは、一切受け付けない。

### 10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加申込者の資格要件を満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) 提案価格が提案上限額を超えている場合

### 11 受託候補者との協議

審査の結果、受託候補者と業務委託契約を締結するため、提案内容に基づき、仕様等に関する詳細協議を行うものとする。この場合において、受託候補者が何らかの理由により本業務を実施できないこととなったときは、次点者とにおいて本業務の委託に関し交渉を行うものとする。

### 12 事業実施に関する事項

#### (1) 誠実な業務の遂行

ア 事業者は、本要領、契約書等に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務の遂行に当たって疑義が生じた場合は、本町と事業者との両者において誠意をもって協議すること。

- (2) 契約期間中の本町と事業者とのかかわり  
事業者は、自己の責により本業務を遂行し、本町は契約書に定められた方法により本業務の実施状況について確認を行うものとする。
- (3) 本町の事業者との責任分担
- ア 基本的な考え方  
提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者の負担とする。ただし、天災や経済状況等の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。
- イ 予測されるリスクと責任分担  
本町と事業者の責任分担は、原則として別紙「リスク分担表」によることとし、有資格申込者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。  
なお、リスク分担表に該当しない事項が発生した場合は、別途協議の上、対応するものとする。

### 13 契約に関する事項

- (1) 契約の手続  
本町と受託候補者は、仕様等に関する詳細協議の結果、両者が合意したときに業務委託契約を締結する。
- (2) 契約の時期  
令和7年12月下旬（予定）
- (3) 契約の方法  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。
- (4) 契約保証金  
南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第105条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (5) 支払の条件  
前金払、出来高払、部分払及び完成払を予定し、いずれも請求に基づいて支払うものとする。ただし、前金払を請求するときは、契約金額の10分の3に相当する額を限度とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を本町に寄託しなければならない。

### 14 その他の留意事項

- (1) 事務手続に要する費用を含め、プロポーザルへの参加に伴い要する費用は、全て参加申込者の負担とします。

- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国及び日本国以外の国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を用いた結果生じた責任は、全て参加申込者が負うものとします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受託候補者の選定の目的に限り使用し、それ以外の目的で提出者の承諾なく使用することはありません。  
なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (6) 参加申込者は、一の者につき一の提案のみとします。
- (7) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の変更は認めません。
- (8) 提出された企画提案書等は、南三陸町情報公開条例（平成17年南三陸町条例第12号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (9) LED化等の対象施設に直接問い合わせることは禁止とします。
- (10) 参加申込者（参加を予定する者を含む。）又はその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
- (11) 参加申込者は、参加申込書の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとします。

## 15 各書類提出先及び問合せ先（担当窓口）

南三陸町教育委員会事務局生涯学習係（南三陸町役場1階）

提出先住所：〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

電話番号：0226-46-2604

電子メール：gakusyuu@town.minamisanriku.miyagi.jp

**【様式一覧】**

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 様式第1号  | プロポーザル参加申込書                  |
| 様式第2号  | 質問書                          |
| 様式第3号  | グループ等構成表                     |
| 様式第4号  | 会社概要                         |
| 様式第5号  | 関連業務実績書                      |
| 様式第6号  | 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書       |
| 様式第7号  | プロポーザル参加資格確認通知書              |
| 様式第8号  | プロポーザル参加辞退届                  |
| 様式第9号  | 企画提案書表紙                      |
| 様式第10号 | スポーツ施設照明LED化等推進業務受託候補者選定通知書  |
| 様式第11号 | スポーツ施設照明LED化等推進業務受託候補者非選定通知書 |

## 別紙

## リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担区分	
		町	事業者
提案の誤り	本業務の目的が達成できない提案によるもの		○
安全確保・環境保全	導入・維持管理における安全確保及び環境保全		○
制度の変更	法令及びこれに基づく税制等の変更によるもの	協議	
業務の中断・中止	町の帰責事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）によるもの	協議	
業務内容の変更	町の政策による契約期間中の変更によるもの	○	
	事業者の提案等による契約期間中の変更によるもの		○
物価高騰	急激な物価変動によるもの	協議	
性能	要求仕様の不適合（施工不良を含む。）によるもの		○
	設計仕様の不適合によるもの		○
施設等の損傷及び修繕	事業者の帰責事由によるもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）によるもの	○	
第三者への損害賠償	事業者の帰責事由によるもの		○
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）によるもの	○	
不可抗力	不可抗力による業務の中止・中止又は施設・設備の復旧によるもの	協議	